

議案第 77 号

令和 2 年度松山市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 2 年度松山市一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,779,546 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 253,065,270 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令和 2 年 9 月 4 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 分担金及び負担金		694,067 千円	25,579 千円	719,646 千円
	1 分担金	28,395	25,579	53,974
16 国庫支出金		97,836,533	2,253,374	100,089,907
	1 国庫負担金	37,177,053	125,005	37,302,058
	2 国庫補助金	60,555,119	2,128,369	62,683,488
17 県支出金		15,139,352	438,039	15,577,391
	2 県補助金	2,983,292	438,039	3,421,331
20 繰入金		14,090,600	550,233	14,640,833
	1 基金繰入金	14,040,402	550,233	14,590,635
21 繰越金		900,000	345,758	1,245,758
	1 繰越金	900,000	345,758	1,245,758
22 諸収入		6,122,695	485,363	6,608,058
	3 貸付金元利収入	4,022,791	500,000	4,522,791
	4 雑入	2,057,064	△ 14,637	2,042,427
23 市債		12,537,400	1,681,200	14,218,600
	1 市債	12,537,400	1,681,200	14,218,600
歳 入 合 計		247,285,724	5,779,546	253,065,270

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		842,902 千円	△ 16,214 千円	826,688 千円
	1 議会費	842,902	△ 16,214	826,688
2 総務費		15,207,293	58,885	15,266,178
	1 総務管理費	11,824,048	49,357	11,873,405
	3 戸籍住民基本台帳費	1,111,567	9,528	1,121,095
3 民生費		150,975,281	806,827	151,782,108
	1 社会福祉費	92,882,877	413,520	93,296,397
	2 児童福祉費	35,575,448	380,612	35,956,060
	3 生活保護費	22,516,956	12,695	22,529,651
4 衛生費		16,911,724	218,789	17,130,513
	1 保健衛生費	3,199,356	167,491	3,366,847
	2 保健所費	7,249,035	53,403	7,302,438
	3 清掃費	6,463,333	△ 2,105	6,461,228
6 農林水産業費		2,010,008	417,278	2,427,286
	1 農業費	912,896	6,037	918,933
	2 農業土木費	536,689	375,678	912,367
	3 林業費	191,600	4,800	196,400
	4 水産業費	368,823	30,763	399,586

7 商工費		9,155,444	2,022,505	11,177,949
	1 商工費	7,799,096	2,052,420	9,851,516
	2 観光費	1,356,348	△ 29,915	1,326,433
8 土木費		15,942,722	617,818	16,560,540
	2 道路橋梁費	2,111,614	436,918	2,548,532
	3 河川費	940,970	188,400	1,129,370
	4 港湾費	376,155	△ 20,000	356,155
	5 都市計画費	10,206,313	12,500	10,218,813
9 消防費		5,304,576	△ 2,974	5,301,602
	1 消防費	5,304,576	△ 2,974	5,301,602
10 教育費		13,400,152	339,410	13,739,562
	1 教育総務費	2,348,683	173,908	2,522,591
	2 小学校費	1,663,654	206,779	1,870,433
	6 保健体育費	5,893,249	△ 41,277	5,851,972
12 災害復旧費		747,161	1,317,222	2,064,383
	1 農林水産施設災害復旧費	700,711	800,232	1,500,943
	2 土木施設災害復旧費	46,450	440,440	486,890
	4 観光施設災害復旧費	0	76,550	76,550
歳 出 合 計		247,285,724	5,779,546	253,065,270

第2表 債務負担行為補正（松山市一般会計）

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
コールセンター及び総合窓口センター等 案 内 業 務 委 託	令和2年度～令和5年度	171,900 千円
中 島 廃 校 施 設 解 体 工 事	令和2年度～令和3年度	247,400
松山市立図書館窓口等運営業務委託	令和2年度～令和7年度	656,000

第3表 地方債補正（松山市一般会計）

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
文化振興施設整備事業	千円 50,000	1 借入先 財務省，地方公共団体 金融機構その他 2 借入方法 普通貸借又は証券発行の 方法による。 3 借入時期 令和2年度。ただし工事 又は財政の都合により起債 額の全部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入れする ことができる。	年10% 以内 （ただし，利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等につい て，利率の 見直しを 行った後 においては， 当該見直し 後の利率。）	1 償還期限 30年以内（内据置5年以内） 2 償還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元 利均等又は元金均等償還する。た だし必要に応じ繰上償還，償還期限の 短縮又は低利債に借換えすることが できる。 3 財務省，地方公共団体金融機構 その他より借り入れる場合において 前各号の償還の方法が借入先の融通 条件に抵触するときは，その融通条件 によることができる。
観光施設災害復旧事業	30,000	同上	同上	同上

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
猶 予 特 例 債	千円 600,000	1 借入先 財務省その他 2 借入方法 普通貸借又は証券発行の 方法による。 3 借入時期 令和2年度	年10% 以内	1 償還期限 1年以内 2 償還額及び財源 一般財源等により満期一括償還する。 3 財務省その他より借り入れる場合において前各号の償還の方法が借入先の融通条件に抵触するときは、その融通条件によることができる。

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農林水産基盤整備事業	千円 50,000	1 借入先 財務省, 地方公共 団体金融機構その他 2 借入方法 普通貸借又は証券 発行の方法による。 3 借入時期 令和2年度。ただ し工事又は財政の都 合により起債額の全 部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入 れすることができる。	年10% 以内 (ただし, 利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等につい て, 利率の 見直しを 行った後 においては, 当該見直し 後の利率。) 	1 償還期限 30年以内(内据置 5年以内) 2 償還額及び財源 一般財源及び事業 収入等により元利均等 又は元金均等償還する。 ただし必要に応じ繰上 償還, 償還期限の短縮 又は低利債に借換えす ることができる。 3 財務省, 地方公共団 体金融機構その他より 借り入れる場合において 前各号の償還の方法が 借入先の融通条件に抵 触するときは, その融通 条件によることできる。	千円 170,000	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ
義務教育施設整備事業	310,000	同 上	同 上	同 上	570,000	同 上	同 上	同 上
農林水産施設災害復旧事業	450,000	同 上	同 上	同 上	880,000	同 上	同 上	同 上
土木施設災害復旧事業	50,000	同 上	同 上	同 上	360,000	同 上	同 上	同 上

議案第 7 8 号

令和 2 年度松山市卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 3, 8 4 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 1 7, 1 4 2 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 9 月 4 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市卸売市場事業特別会計）

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		245,240 千円	43,842 千円	289,082 千円
	1 一般会計繰入金	245,240	43,842	289,082
歳 入 合 計		873,300	43,842	917,142

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 卸売市場事業費		871,936 千円	43,842 千円	915,778 千円
	1 市場事業費	871,936	43,842	915,778
歳 出 合 計		873,300	43,842	917,142

議案第 7 9 号

令和 2 年度松山市松山城観光事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度松山市松山城観光事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 5, 4 0 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 0 5, 0 0 2 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 9 月 4 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市松山城観光事業特別会計）

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰越金		11,000 千円	35,402 千円	46,402 千円
	1 繰越金	11,000	35,402	46,402
歳 入 合 計		469,600	35,402	505,002

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 索道運輸事業費		227,760 千円	7,258 千円	235,018 千円
	1 索道運輸事業費	227,760	7,258	235,018
2 松山城管理費		240,840	28,144	268,984
	1 松山城管理費	240,840	28,144	268,984
歳 出 合 計		469,600	35,402	505,002